

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年5月14日

【四半期会計期間】 第17期第2四半期(自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)

【会社名】 パラカ株式会社

【英訳名】 Paraca Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 内藤 亨

【本店の所在の場所】 東京都港区麻布台一丁目11番9号

【電話番号】 03 (6230) 2300 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部長 間嶋 正明

【最寄りの連絡場所】 東京都港区麻布台一丁目11番9号

【電話番号】 03 (6230) 2300 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部長 間嶋 正明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期 第2四半期累計期間	第17期 第2四半期累計期間	第16期
会計期間	自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日	自 平成24年10月1日 至 平成25年3月31日	自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日
売上高 (百万円)	3,853	4,331	7,934
経常利益 (百万円)	660	726	1,302
四半期(当期)純利益 (百万円)	370	434	730
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	—	—	—
資本金 (百万円)	1,576	1,587	1,577
発行済株式総数 (株)	47,532	47,868	47,542
純資産額 (百万円)	6,096	6,870	6,458
総資産額 (百万円)	18,556	19,528	19,000
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	8,147.22	9,526.30	16,075.53
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	8,110.86	9,335.80	15,979.58
1株当たり配当額 (円)	—	—	1,600
自己資本比率 (%)	32.6	34.8	33.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	719	583	1,420
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△268	△482	△518
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△494	△118	△953
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	1,575	1,548	1,566

回次	第16期 第2四半期 会計期間	第17期 第2四半期 会計期間
会計期間	自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日	自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	3,971.85	3,956.56

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載しておりません。
2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期累計期間（自 平成24年10月1日 至 平成25年3月31日）における我が国の経済は、新政権への期待を背景とした円安傾向、株式市場の活性化により経済状況の好転機運が高まってまいりました。

当社の属する駐車場業界においては、平年を超える降雪により売上への影響があったものの、慢性的な駐車場不足を背景にその売上について底堅さを維持しております。

このような中で、当社は、引き続き積極的な営業活動を行い、新規駐車場の開設を進めるとともに、既存駐車場の採算性向上に努めてまいりました。

その結果、当第2四半期累計期間においては131件1,391車室の新規開設、41件1,045車室の減少により90件346車室の純増となり、3月末現在1,187件16,793車室が稼働しております。

以上の活動により、当第2四半期累計期間の売上高は4,331百万円（前年同期比12.4%増）、営業利益861百万円（同7.0%増）、経常利益726百万円（同10.0%増）、四半期純利益434百万円（同17.4%増）を計上いたしました。

当社の具体的な駐車場形態毎の状況は以下のとおりであります。

(賃借駐車場)

当第2四半期累計期間において128件1,362車室の開設及び41件1,045車室の減少により87件317車室の純増となりました。その結果、3月末現在においては1,081件13,153車室が稼働しております。不動産市況の活性化に伴い、都心部および地方都市の駅前にて大型駐車場の解約があったものの、既存駐車場の売上が堅調に推移したことから、売上高は3,488百万円（前年同期比14.5%増）となりました。

(保有駐車場)

当第2四半期累計期間においては、3件29車室がオープンし、3月末現在においては106件3,640車室が稼働しております。売上高は714百万円（同1.7%増）となりました。

(その他売上)

当第2四半期累計期間においては、不動産賃貸収入、自動販売機関連売上及び駐輪場売上により、売上高は128百万円（同23.0%増）となりました。

当事業年度における駐車場形態毎の販売実績を以下に記載いたします。

	第2四半期累計期間 (自 平成24年10月1日 至 平成25年3月31日)	前年同期間 (自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
駐車場形態	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
賃借駐車場	3,488	3,045	6,297
保有駐車場	714	702	1,409
その他売上	128	104	227
合計	4,331	3,853	7,934

(2) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末における総資産は19,528百万円となり、前事業年度末から528百万円増加しました。これは主に有形固定資産の増加（545百万円）によるものです。

当第2四半期会計期間末における負債の部は12,657百万円となり、前事業年度末に比べ115百万円増加いたしました。これは主に短期借入金の増加（104百万円）及びリース債務の増加（72百万円）によるものであります。

当第2四半期会計期間末における純資産の部は6,870百万円となり、前事業年度末に比べ412百万円増加いたしました。これは主に利益剰余金の増加（362百万円）によるものであります。この結果、自己資本比率は、前事業年度末の33.7%から34.8%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」）は、前事業年度末に比べ18百万円減少し、1,548百万円となりました。主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は前年同四半期に比べ135百万円減少し、583百万円となりました。これは主として、税引前四半期純利益719百万円、減価償却費214百万円、法人税等の支払額375百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は前年同四半期に比べ214百万円増加し、482百万円となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出476百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は前年同四半期に比べ375百万円減少し、118百万円となりました。これは主として、借入金による収入762百万円、借入金の返済による支出673百万円、リース債務の返済による支出133百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	135,000
計	135,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年5月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	47,868	47,871	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を採用 しておりません。
計	47,868	47,871	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、平成25年5月1日以降四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年12月19日
新株予約権の数（個）	800
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	800（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	131,250（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成26年12月20日 至 平成32年12月19日（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 131,250 資本組入額 65,625
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

(注) 1 当社が合併、会社分割、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} + \frac{\text{1株当たり時価}}{\text{既発行株式数} \times \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権割当後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

- 3 ただし行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

- 4 新株予約権の行使の条件は以下のとおりあります。

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。
- ③その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

- 5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

- 6 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。

- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

- ⑤新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- ⑥新株予約権の行使の条件

上記（注）4に準じて決定する。

- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

- ⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由

新株予約権者が上記（注）4①の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年1月1日～ 平成25年3月31日 (注) 1	53	47,868	2	1,587	2	1,617

(注) 1 新株予約権（ストック・オプション）の権利行使による増加であります。

2 平成25年4月1日から平成25年4月30日までの間に、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使により、発行済株式総数が3株、資本金が0百万円及び資本準備金が0百万円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
内藤 亭	東京都荒川区	4,000	8.36
兼平 宏	東京都世田谷区	2,870	6.00
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	2,631	5.50
有限会社リョウコーポレーション	東京都荒川区南千住6-37-7-1502	2,100	4.39
日信電子サービス株式会社	埼玉県さいたま市中央区鈴谷4-8-1	1,500	3.13
株式会社プレステージ・インターナショナル	東京都千代田区麹町1-4	1,500	3.13
新井 一孝	東京都港区	1,200	2.51
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	1,200	2.51
内藤 宗	東京都荒川区	1,100	2.30
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	880	1.84
計	—	18,981	39.65

(注) 上記のほか、自己株式が2,075株あります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,075	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 45,793	45,793	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	47,868	—	—
総株主の議決権	—	45,793	—

② 【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
パラカ株式会社	東京都港区麻布台1-11-9	2,075	—	2,075	4.33
計	—	2,075	—	2,075	4.33

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成24年10月1日から平成25年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当第2四半期会計期間 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,624	1,608
売掛金	51	58
前払費用	390	383
その他	53	52
貸倒引当金	△0	△0
流動資産合計	2,119	2,102
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	817	798
土地	13,833	13,928
リース資産（純額）	1,278	1,385
その他（純額）	465	829
有形固定資産合計	16,395	16,941
無形固定資産	47	40
投資その他の資産	438	444
固定資産合計	16,881	17,426
資産合計	19,000	19,528
負債の部		
流動負債		
買掛金	79	109
1年内償還予定の社債	40	40
短期借入金	—	104
1年内返済予定の長期借入金	944	970
未払法人税等	394	302
賞与引当金	27	28
その他	582	630
流動負債合計	2,068	2,186
固定負債		
社債	370	350
長期借入金	8,511	8,469
リース債務	1,069	1,141
その他	522	509
固定負債合計	10,473	10,471
負債合計	12,542	12,657

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当第2四半期会計期間 (平成25年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,577	1,587
資本剰余金	1,607	1,617
利益剰余金	3,562	3,924
自己株式	△100	△100
株主資本合計	6,646	7,028
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1	2
繰延ヘッジ損益	△243	△228
評価・換算差額等合計	△245	△226
新株予約権	57	68
純資産合計	6,458	6,870
負債純資産合計	19,000	19,528

(2) 【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期累計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成24年10月1日 至 平成25年3月31日)
売上高	3,853	4,331
売上原価	2,627	3,015
売上総利益	1,225	1,316
販売費及び一般管理費	※1 420	※1 454
営業利益	805	861
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	0	0
受取保険金	0	0
保険返戻金	—	0
未払配当金除斥益	—	0
その他	0	0
営業外収益合計	0	2
営業外費用		
支払利息	141	134
その他	3	2
営業外費用合計	145	137
経常利益	660	726
特別利益		
固定資産売却益	0	—
特別利益合計	0	—
特別損失		
固定資産除却損	8	7
特別損失合計	8	7
税引前四半期純利益	652	719
法人税等	282	284
四半期純利益	370	434

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期累計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成24年10月1日 至 平成25年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	652	719
減価償却費	166	214
賞与引当金の増減額（△は減少）	2	0
受取利息及び受取配当金	△0	△0
支払利息	141	134
固定資産除却損	8	7
売上債権の増減額（△は増加）	5	△6
その他の流動資産の増減額（△は増加）	△9	8
仕入債務の増減額（△は減少）	2	29
その他の流動負債の増減額（△は減少）	30	△28
その他	13	14
小計	1,012	1,093
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	△145	△135
法人税等の支払額	△148	△375
営業活動によるキャッシュ・フロー	719	583
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△3	△3
有形固定資産の取得による支出	△234	△476
無形固定資産の取得による支出	—	△1
敷金及び保証金の差入による支出	△29	△8
その他	△1	5
投資活動によるキャッシュ・フロー	△268	△482
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	200	300
短期借入金の返済による支出	△112	△196
長期借入れによる収入	84	462
長期借入金の返済による支出	△507	△477
社債の償還による支出	△20	△20
新株予約権の行使による株式の発行による収入	—	19
リース債務の返済による支出	△84	△133
配当金の支払額	△54	△72
財務活動によるキャッシュ・フロー	△494	△118
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△43	△18
現金及び現金同等物の期首残高	1,618	1,566
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 1,575	※1 1,548

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第2四半期累計期間 (自 平成24年10月1日 至 平成25年3月31日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)
当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期会計期間より、平成24年10月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。
これによる損益に与える影響は軽微であります。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期累計期間 (自 平成24年10月1日 至 平成25年3月31日)
税金費用の計算
税金費用の計算については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成24年10月1日 至 平成25年3月31日)
※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 126百万円	給与手当 131百万円
賞与引当金繰入額 26百万円	賞与引当金繰入額 28百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成24年10月1日 至 平成25年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成24年3月31日)	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成25年3月31日)
現金及び預金勘定 1,629百万円	現金及び預金勘定 1,608百万円
3ヶ月超預金 △54百万円	3ヶ月超預金 △60百万円
現金及び現金同等物 1,575百万円	現金及び現金同等物 1,548百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年12月16日 定時株主総会	普通株式	54	1,200	平成23年9月30日	平成23年12月19日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末と比較して著しい変動がありません。

当第2四半期累計期間(自 平成24年10月1日 至 平成25年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年12月19日 定時株主総会	普通株式	72	1,600	平成24年9月30日	平成24年12月20日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間（自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日）及び当第2四半期累計期間（自 平成24年10月1日 至 平成25年3月31日）

当社の事業は、駐車場の開拓及び運営管理に関する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成24年10月1日 至 平成25年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	8,147円22銭	9,526円30銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	370	434
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	370	434
普通株式の期中平均株式数(株)	45,457	45,654
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	8,110円86銭	9,335円80銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	203.80	931.60
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

当社は、平成25年5月8日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしました。

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

当社株式の流動性を高め、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えることを目的として、1株を200株とする株式分割を実施するとともに、全国証券取引所が平成19年11月27日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とする目的として、単元株式数を100株とする単元株制度を採用することにいたしました。

また、これに合わせて定款の一部を変更いたします。なお、本株式分割及び単元株制度の採用により投資単位の金額は実質的に2分の1となります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年9月30日（月曜日）最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき200株の割合をもつて分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数（平成25年5月8日現在）

- ① 株式分割前の発行済株式総数 : 47,871株
- ② 今回の分割により増加する株式数 : 9,526,329株
- ③ 株式分割後の発行済株式総数 : 9,574,200株
- ④ 株式分割後の発行可能株式総数 : 27,000,000株

※上記発行済株式総数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

- ① 基準日公告日 平成25年9月13日（金曜日）
- ② 基準日 平成25年9月30日（月曜日）
- ③ 効力発生日 平成25年10月1日（火曜日）

(4) 新株予約権行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、新株予約権等の1株当たりの権利行使価格を平成25年10月1日（火曜日）以降、次のとおり調整いたします。

	発行日	調整前行使価格	調整後行使価格
第4回新株予約権	平成16年12月28日	290,667円	1,454円
第5回新株予約権	平成17年7月20日	293,284円	1,467円
第6回新株予約権	平成18年1月20日	360,000円	1,800円
第7回新株予約権	平成22年1月6日	72,940円	365円
第8回新株予約権	平成23年1月6日	113,400円	567円
第9回新株予約権	平成24年1月10日	74,130円	371円
第10回新株予約権	平成25年1月11日	131,250円	657円

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の開始の日に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成24年10月1日 至 平成25年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	40円74銭	47円63銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	370	434
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	370	434
普通株式の期中平均株式数(株)	9,091,400株	9,130,706株
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	40円56銭	46円68銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	40,565.98	186,062.71
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があつたものの概要	—	—

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日（火曜日）

（参考）平成25年9月26日（木曜日）をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年5月14日

パラカ株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 良 治 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安 斎 裕 二 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているパラカ株式会社の平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第17期事業年度の第2四半期会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成24年10月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、パラカ株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。